

千農会議第 39-2 号  
令和 5 年 4 月 27 日

市町村農業委員会会長

一般社団法人千葉県農業会議  
会 長 小 池 正 昭  
( 公 印 省 略 )

2023 年度 市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度への加入について

本会の業務推進について、種々御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、農業委員等が公務従事中の事故により死亡・入院した場合に、見舞金を支払う公務災害補償制度について、今年度も別紙のとおり継続実施することとしております。

つきましては、今後の農業委員会活動の万全を期すため、貴会農業委員・農地利用最適化推進委員等に制度の内容を十分に御理解頂き、全委員等が加入されるようお願いいたします。

なお、新規申込みまでに、委員の変更等ある委員会については、これまでどおり中途加入・異動(脱退)手続きをお願いします。通常手続きは 20 日締め、翌日 1 日より補償開始ですが、月途中での補償開始を希望される場合は、開始希望日の 3 日前までに、書類と保険料の手配をしていただき、本会までご一報ください。ただし、日を遡っての手続きはできません。

どうぞよろしく申し上げます。

一般社団法人千葉県農業会議  
担当：石塚  
TEL 043-223-4480

## 1. 制度の内容

- (1) 保険期間 2023年10月1日 16時から1年間（期間中の中途加入も可能）  
 (2) 補償内容と保険料（昨年と変更があります。詳細参考参照）

型	保険料／口	補償額			
		死亡	後遺障害	入院日額	通院日額
A	1,000円	540万円	216,000円～540万円	5,000円	3,000円
B	1,500円	560万円	224,000円～560万円	5,000円	4,000円
C	2,000円	780万円	312,000円～780万円	5,000円	4,000円
D	3,000円	540万円	216,000円～540万円	4,500円	3,500円

A型：平均活動日数30日、B型：平均活動日数60日、C型：平均活動日数90日、D型：通年型

※各型の加入口数は、5口が限度です。

※D型は、被保険者年齢が満80歳以上の場合は加入できません。

## 2. 加入手続

- (1) 新規加入申し込み及び保険料送金期日

**2023年8月30日（水）まで【送金も同日】**

※期日を過ぎた場合は中途加入となります。

※中途加入の場合であっても、D型以外は年間の保険料を納付することになりますのでご留意願います。

- (2) 加入申込書の作成・送付

農業委員会単位で加入口数を決め、「被保険者名簿」（A・B・C型は様式1、D型は様式2）の所定事項に記載し、同名簿を上記期日迄に千葉県農業会議宛に提出願います。

① 千葉県農業会議のホームページに、申請書のエクセルファイルをアップしますので、ご活用ください。（昨年から様式が若干変更されております。）

② 申請書は原則パスワードを設定し、メールで送付願います。

- (3) 保険料の振込先（払込手数料は貴会にてご負担頂きますようお願いいたします。）

金融機関	千葉銀行	県庁支店
口座	普通預金	3198397
名義	一般社団法人	千葉県農業会議

## 3. 加入後の異動手続

- (1) 被保険者の脱退及び変更については、公務災害補償制度異動通知書（A・B・C型は様式4、D型は様式5）の所定事項を記載の上、遅滞なく同通知書を本会へ提出してください。

- (2) 被保険者の中途加入については、公務災害補償制度（加入・中途加入）被保険者名簿（A・B・C型は様式1、D型は様式2）の所定事項に記載の上、同名簿を本会へ提出してください。（併せて、保険料も送金願います。）

## 4. 事故の連絡

本制度加入者に事故が発生した場合は、速やかに本会までご連絡願います。

※詳細については、本通知のほか「市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度事務のしおり」を参照願います。